

論文

## 高等学校の生徒指導におけるSNS対応の課題

## The study on the problems of dealing with the social media or “Social Networking Services (SNS)” in the student guidance in high schools

四海 飛鳥<sup>1)</sup>  
Asuka Shikai

永添 祥多<sup>2)</sup>  
Shota Nagasoe

## ■Abstract

We conducted a survey to high school teachers by using questionnaires and interviewing them in person how they recognize, in the scene of student guidance and career guidance, the problems regarding their students using the social media or “Social Networking Services (SNS)”. In this paper we are going to research how we should improve the ongoing problems and suggest the future outlooks about them.

Through our survey we are beginning to understand what is going on right now about how high school students spend their time using “SNS”, most of which are not desirable. They don’t hesitate to post not only their own photos, but their family’s or their friends’ ones, on the “SNS”. Most of them are doing so because they aren’t aware that it leads to personal information leak.

Therefore, we think teachers, in order to deal with the problems, need to take a new step mainly regarding information ethics in the current educational environment.

We’d like to consider how to tackle the problems, thinking out of the box. For example, we think any teacher should commit themselves to the issue no matter what subject they teach, and parents and local people around schools should try to work together with teachers to solve the issue.

**Key Words;** Student guidance / Career guidance / Information morals / Information ethics education / training of teachers / High school / Family / Local cooperation

## I. はじめに

高等学校の生徒指導と進路指導において、LINE・Twitter・InstagramをはじめとするSNSに関連した指導事案が多数発生している。指導対応の諸課題に関して、アンケートや聞き取りを通して、生徒の実態と学校現場の現状の調査を実施し、課題と将来の展望を研究した。

調査を通して、特に特徴的な実態として、自らをはじめとして家族や友人の顔写真をSNSへ投稿することに全く抵抗がない生徒が多い現状が判明した。顔写真などの情報を不特定多数が閲覧できるメディアに公開することに抵抗がない生徒が多く、生活の行動範囲やパターンなどがわかってしまう場合が多い。また、プロフィール内のパーソナル情報や誕生日を知らせる書き込みなど、多くの場合で何らかの個人情報流出につながっているにもかかわらず、問題意識がない実態が判明した。さらに、パスワードを自身の生年月日や名前等、わかりやすいものにしていても多く、その結果アカウントの乗っ取りや、住所や電話番号等の個人情報が流出している実態が露呈している。このような問題を防ぐ為に、どのような指導が必要かという点

も考察した。

現在の教育現場で発生する指導内容は、以前の中心であった学校内外で発生する直接的な接触を伴う内容よりも、スマートフォンを中心とした、諸課題の比率が非常に多く高くなっている。その結果、主に情報モラルに関連した諸問題に対応する指導が増えており、そのような諸課題への対応が迅速にできる指導体制への変化が求められている。

情報モラルに関する内容は、教科情報で対応する課題であると想像されるが、決して1つの教科で対応できるものではない。確かに中心となって教科情報で教育すべきことは明白であるが、教科の枠組みにとられない学校教育への転換が必要である。さらに、学校教育のみでは、不足であるため、教科の枠組みにとられない教育への移行と同時に、学校だけではなく家庭と地域も交えた連携の大切さをはじめ、今後どのような対応が求められるか考察した。

## II. スマートフォンでのトラブル

スマートフォンでのトラブルとして、高校生が加害者にも被害者にもなりうる代表例をいくつか紹介する。様々な

1) 近畿大学産業理工学部非常勤講師

2) 近畿大学産業理工学部経営ビジネス学科教授

問題が生徒にとっても身近なものであることを常に念頭に置くことが必要である。

## 1. 個人情報の流出

アプリやSNS、通販をはじめとする会員登録サイトなど、さまざまなサービスを利用する際、個人情報の登録を求められる。その結果、スパムメールや架空請求メールが届くようになることがある。SNS等に安易に掲載しないことも大切であるが、個人情報は不用意に登録しないよう、慎重に扱う必要がある。

また、パスワードの取り扱いも大きな問題となっている。すべてのサービスにおいて同一のパスワードを設定している場合、いずれかのサービスにおいてパスワードが流出した結果、他のサイトもログインが可能となる事案が多数報告されている。登録IDはメールアドレスである場合が多く、流出パスワードとの組み合わせで、他のアカウント情報の漏洩につながってしまう。パスワードは同一の値を使用しないよう、指導が必要である。

高等学校においては、コンサートのチケットやグッズの購入などにおいてWebサービスを利用し、その結果として様々なトラブルに遭遇してしまうケースがある。迷惑メールの受信件数が1時間で1000通を超える状況になっている場合や、住所などの個人情報が流出しストーカー被害に遭遇する事例が報告されている。

## 2. デジタル万引き

デジタル万引きとは、書籍・雑誌を購入せずに書店やコンビニエンスストアの店頭で雑誌記事などを撮影し画像化する行為のことをいう。店舗側にとっては事実上の万引きと同様の損害を被る行為であり、著作権の侵害にも当たる可能性がある。現時点では、法整備が遅れているため、あくまでも「モラル」に関する問題であるが、今後は法律によって禁止される可能性が高い事項の1つである。

実際に生徒の問題行動としても報告されており、店側から学校への通報事案も発生している。根気強くモラル教育を実施すべき問題である。

## 3. インターネットを通じた出会い

いわゆる出会い系サイトや出会い系アプリを通じて見知らぬ人間同士が接触し、犯罪事件に発展しているケースが頻発し、18歳未満の児童生徒の被害が増加している。出会い系サイトとは、おもに「男女の出会い」を目的として、コンピュータやスマートフォンなどの端末から、インターネット上（掲示板・SNS・メールなど）で他人と知り合う場を提供しているウェブサイトのことである。現在はアプ

リでの利用が増加している。

このようなトラブルに対する自衛策としては、出会い系サイトは基本的に危険なものであると認識し、興味本位でアクセスしないことが一番であり、近寄らないことが最大の自衛策になる。

また、SNS など、出会い系サイト以外のサイトを通じて知り合った場合でも、見知らぬ人間どうしの接触であることに変わりはなく、危険をとまなうものと指導する必要がある。

## 4. スマートフォンの紛失

スマートフォンを紛失した場合、さまざまな情報の流出や、悪用される可能性がある為、必ず対策を取る必要がある。万が一紛失してしまった場合には、不正に利用されないようにすぐに契約会社に連絡することが必要であり、電子マネーの機能を持つスマートフォンでは、財布を紛失した時と同様の被害があるとの意識をさせるべきである。現在では、紛失したスマートフォンの位置を探すサービスや、紛失したスマートフォンをリモートアクセスで使えないようにするサービスなども存在し、積極的に利用すべきである。また、古いスマートフォンを廃棄や、中古ショップへ売却する時にも、データの完全削除など注意をする必要がある。

高等学校においても、校内で紛失する場合は報告されている。その事案の中には、ポケットやカバンからの落下などによる紛失だけでなく、盗難も含まれており、問題となっている。必ずパスワードなどを設定することや、財布と同じように貴重品であることを意識させ、適切に管理するように指導する必要がある。

## 5. ネットいじめ

いわゆる学校裏サイトやSNSなどで、誹謗・中傷や個人情報の無断掲載などをされる「ネットいじめ」が起こるケースが増加している。被害を受けた場合は、サイトの管理者に書き込みの削除を依頼するだけでなく、ひとりで悩まず、周囲の人に相談をできる環境づくりが必要である。学校内でのいじめ事案に比べ、悪化して表面化するまで発見ができないケースも多く、早期発見できる体制の構築が求められている。本人からの申し出だけでなく、目撃者からの通報体制や、ネットパトロールによる発見の仕組みを構築する必要がある。鍵付きアカウントの場合、ネットパトロールでの発見が容易ではない為、友人間での発見と、学校への通報をスムーズに実施できるよう、日頃からいじめは決して許さないというメッセージを伝え、根気強く指導を続ける必要がある。

### Ⅲ. SNSの特徴

SNSとはSocial Networking Serviceの略称であり、オンライン上でソーシャルネットワークすなわち社会的ネットワークを構築するサービスのことである。これらは基本的に、インターネットを通じて、仲間同士でメッセージや写真などをやり取りしたり、報告し合ったりすることができるサービスである。

SNSは、一方では仲のよい友達だけとのコミュニケーションツールである場合もあるが、他方では公共的な場での見知らぬ人とのコミュニケーションツールの場合もある。それぞれの場では、それぞれのマナーが必要になる。LINEやFacebookは、主として特定の個人向けの発信だが、TwitterやInstagramは不特定多数に発信されることになる。

投稿する写真や動画などでは、肖像権や著作権、プライバシーなどについてよく理解し、どうしても必要な場合は、相手に許可を取ってから投稿する必要がある。その文章は、誤解を与えないよう表現に気をつけ、炎上やいじめに発展しないよう、送信・投稿前にもう一度ゆっくり読み直すことも大事である。

SNSで投稿者の記事を見たり読んだりするのは、友達だけでなく、見知らぬ人もいることを常に意識し、自分の個人情報にも気をつける必要がある。特に写真には、GPSによる位置情報や、写りこんでいる建物など、場所の特定ができる情報が含まれていることもあるので注意が必要である。ここではSNSの代表的なものをいくつか紹介する。

#### 1. Facebook

アメリカ合衆国カリフォルニア州メンローパークに本社を置く世界最大のSNSである。

2004年2月4日にマーク・ザッカーバーグと共同創業者のダスティン・モスコヴィッツ、クリス・ヒューズ、エドワード・サヴェリンがFacebookを創設した。その後、象徴として話題となった「いいね！ポタン」が2009年2月9日に登場し、2012年4月9日にInstagramを買収し成長を続けている。

#### 2. Twitter

アメリカ合衆国、カリフォルニア州サンフランシスコに本社を置くサービスである。「ツイート」と呼ばれる半角280文字もしくは、日本語等で全角140文字以内の文字により、メッセージや画像、動画、URLを投稿できるサービスである。

Twitterがサービスを開始したのは2006年3月21日で、共同創業者であるジャック・ドーシーが世界で初めて投稿し

たことを理由に、この日を誕生日としている。

日本におけるTwitterの流行当初、つぶやく内容は「○○なう」といった自分の状況を知らせる内容が多かった。

#### 3. LINE

LINEは、LINE株式会社（旧：NHN Japan株式会社）が開発し提供するサービスである。LINEは、2011年に日本で発生した震災をきっかけに、モバイルメッセンジャーとして生まれた。家族や友人・恋人など、身近な大切な人との関係性を深め、絆を強くするコミュニケーション手段こそが日本のみならず、世界中で求められていると考え、2011年6月にサービスを開始した。

#### 4. Instagram

Instagramとは、Facebookが提供している2010年に登場した無料の写真共有サービスである。Facebookが運営していることで、Facebookとの連携機能に強みがあり、利用者データの共有やFacebookと同じターゲット広告の仕組みを持つ。なおInstagramという名称は、instant（即席の）＋telegram（電報）の2つの言葉からなる造語で、写真をその場で共有できるというサービスそのものを表している。2012年 Facebookによる買収をされ、2017年にはライブ配信がスタートした。

#### 5. YouTube

YouTubeは、Google LLCが提供する世界最大の動画共有サービスである。2005年4月23日、YouTubeで最初の動画が投稿された。

ホームビデオを、ネットを通じて、友達にも見てもらいたいという思いからはじまったサービスである。2006年10月、グーグルから買収され現在に至る。

日本国内においても非常に人気が高く、ユーチューバーと呼ばれる仕事として動画を配信する職業があり、小学生の将来なりたい職業ランキングに登場するほどである。

### Ⅳ. 個人情報保護などの法律

2011年3月11日の東日本大震災をはじめとして、大規模な震災の直後には、携帯電話の回線の混雑や基地局の損害による通信障害が発生する。電話の音声通話や携帯電話のメールなどの既存の通信メディアが非常に接続困難となる為、それに代わって、Twitterなどが活躍した。その一方で、震災に関わるデマ情報やチェーンメールが広まるといったさまざまな混乱が生じ、非常に大きな問題となった。最近では、2019年から2020年にかけて、全世界で新型コロナウイルス感染拡大の際、Twitterでのデマ情報が発

端となり、トイレットペーパーが品切れになる等、非常に大きな社会問題となった。また、平常時とは異なる状況の中、さまざまな情報発信がなされ、改めてその発信情報に対しての信用性に関する、個人の判断力が問われる場面が多くあった。

これからの情報社会で生きていくためには、情報機器や情報メディアを使いこなすだけでなく、情報に対しての思考力・判断力と、それらを実行していくための態度を育てていくことが大切となる。情報モラル教育を適正に実施し、このような社会で安全かつ有効に情報を活用し、生活できるようになることが必要である。

インターネットの光の部分として、インターネットは、非常に便利な道具であり、利用のしかたによっては私たちに多くの情報や大きな恩恵を与えてくれる。旅行に行くときの新幹線などのチケット手配やホテルの予約をはじめ、様々なものをインターネット上で購入することもできる。またインターネット上の掲示板やSNS、電子メールなどのコミュニティを使って交友関係を広げることもできる。

また、特に恩恵を受けている物事として、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況下において、ビデオ会議システムが非常に重要なインフラとなっている。本来の利用用途である企業の会議だけではなく、学校現場における遠隔授業やオンライン帰省など、さらにインターネットはなくてはならないものとなっている。

その一方、インターネットの影の部分として、著作権やプライバシー権の侵害、不正アクセスなどによる個人情報盗難、インターネットを悪用したさまざまな詐欺が発生している。また、迷惑メールや架空請求メール、コンピュータウイルスなど、毎日のように新聞やテレビを騒がせる事件の中にも、インターネットに関わるものが多くある。このようにインターネットを悪用した事件は多くあるが、それらの現状をよく知り、未然に判断し防止できるような知識や判断力が、現在の情報社会を生きる人たちに必要である。その結果、高等学校における教育の重要性も年々と上昇している。

そのような情報化社会において、様々な法律が施行されている。まず、法律は「ルール」であり、「ルール」に違反すると処罰の対象になることもある。また「ルール」は、「知らなかった」ということが認められず、「知らなかった」ことで罪を逃れることができない。知らないうちに犯罪の加害者にならないためにも「ルール」は知らなければならないものである。

次に、「モラル」とは、生活の中でみんなに共通に理解されている倫理や道徳観のことをいう。「モラル」は「ルール」のように決められたものではなく、自分で考えて判断

していくものであり、人と人が快適に生活していくためには「相手を思いやる豊かな心」をもつことが必要になる。そのように相手や自分を取り巻く社会を考えることによって、「モラル」は成り立っている。

また、「マナー」とは、「エチケット」とほぼ同じような意味であり、人と人が円滑にコミュニケーションを行うための知恵ともいえる。「マナー」違反しても罪を問われることはないが、他人を不愉快にさせ、自身の良識を問われることになる。

インターネットは、もともととは何らかの法律に基づいてつくられたものではなく、利用者の「モラル」や「マナー」のもとに成り立っていた。近年、それらの「マナー」に違反する人や「モラル」を考えないで利用する人が増加し、それを規制するために「マナー」や「モラル」であったものが、「ルール」となったものが数多くある。このような情報社会の中で、すべてを「ルール」で取り締まる事はあまり適当とはいえず、できれば利用者一人一人が「マナー」や「モラル」などについてよく考えて、快適な社会をつくってほしいとされている。そのような社会に送り出す人材を養成することが高等学校の教育にとっても非常に重要である。ここで生徒に特に教育が必要な代表例をいくつか紹介する。

## 1. 肖像権

肖像権とは、人格権の一部で、自分の写真や絵など明らかに本人と断定できるものの使用に関する権利のことである。たとえば、自身が写真に撮られることを承諾した場合でも、撮影者は雑誌やテレビやインターネットなどでその写真を公表するときには、改めて公開の許可を得る必要がある。

また、自身が撮影者になった場合、写真に撮った人の肖像権に配慮することが必要である。肖像権には、誰もが持っているプライバシー権に関するものと、有名人に特有のパブリシティ権に関するものがある。

## 2. プライバシー権

プライバシー権とは、自己の情報をコントロールする権利のことである。また、この考え方をさらに詳しくした「個人の不可侵私的領域を主張する権利、及びそれを一部開放する場合の範囲及び対象を自己決定し、かつ制御する権利」という考え方もある。つまり、意思に反して、公表したくない情報を公表されたり、利用されたりしないように主張できる権利である。プライバシーには、肖像なども含まれており、たとえば、自身の顔や私生活の様子などは、許諾がなければ公表することはできない。

プライバシー権は、「個人が精神的な苦痛を受けることなく生活できるための権利」である、憲法第13条の「幸福追求権」の1つとされている。個人情報とプライバシーは、その違いが分かりにくく、誤って用いられることが多いので注意が必要である。たとえば、氏名や住所、性別、電話番号は典型的な個人情報であるが、それらはある目的のために公開する（他の人に伝える）ものである為、プライバシーとはいえない。有名人（特に芸能人）の場合は、プライバシーの一部を自分自身で積極的に公表しているという一面がある。しかし、私生活などを無制限に公開することを許しているわけではない為、一般人よりも制限されるが、有名人にもプライバシー権は存在する。

### 3. パブリシティ権としての肖像権

パブリシティ権とは、有名人の肖像や名前に経済的な価値を認めた権利である。たとえば、新聞・雑誌、テレビ・ラジオ・インターネットなどで、有名人の肖像を、広告・宣伝などに利用することで、経済的な効果が期待できる。この価値を具体的に認めたのが、パブリシティ権である。この価値は、有名人やその関係者の努力によって生まれたものである為、第三者が有名人の肖像を商業目的で利用する場合には、本人または関係者に使用対価を支払う必要がある。近年では、有名人の肖像だけでなく、名前なども対象になると考えられるようになってきている。

### 4. 個人情報

個人情報とは、氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、勤務先、年齢など、それ単体で個人を特定できたり、ほかの情報と組み合わせたりすることによって個人を特定できる情報のことである。形態はデータベースや紙、写真や音声データなど個人が特定できるものであればすべて該当する。

その後、国の主導のもと、マイナンバー制度が導入され、2015年10月以降すべての国民にマイナンバーが通知された。マイナンバーは「通知カード」によって通知され、写真を添えて申請するとプラスチック製の「マイナンバーカード」を取得することができる。

マイナンバーカードは、表面に氏名、住所、生年月日、性別、顔写真、裏面にマイナンバー等が記載されICチップが搭載されている。

企業にとって、顧客や社員の個人情報は重要な財産であり、アンケート調査、希望者が登録する会員制ウェブページ、入社希望者が提出する履歴書など、個人の承諾を得るような方法で、企業は常に個人情報を収集している。これらの個人情報を適切に管理することは、企業にとって重要

な義務の1つである。

たとえば履歴書は、個人情報が記載された書類で、企業としては、社員になる者の個人情報を把握しておく必要があるため、プライバシーの侵害ではない。しかし、この履歴書の内容を企業が関係者以外に漏らすなど、履歴書を提出した人の意図した目的以外で個人情報を利用すると、企業の情報管理能力を問われることになる。

また、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実などの個人情報は、要配慮個人情報として法律で定められており、これらの情報についても本人の同意を得てから取得しなければならない。これは、個人情報が他人に知られることによって、不当な差別、偏見その他の不利益が生じる可能性があるためである。

取得した個人情報を第三者へ提供するときには、一定の手続きを経ることによって、本人の同意を得ずに提供することができるが、原則として、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

行政機関、ウェブページ運営者、学校、病院、そのほかの企業などが所有する顧客名簿・利用者名簿・会員制ウェブページ利用者のユーザID やメールアドレスが、セキュリティの甘さや人為的ミスなどによって流出する事件が起こっている。会社内で個人情報を管理している立場の人間が、顧客データを不正に売買している例や、そのような違法なルートで個人情報を大量に売買している悪徳業者の例もある。このように、個人の意思に反して個人情報が不正に流用されるケースや、一部の企業のずさんな個人情報管理が社会問題となっている。このような不都合を解消する目的で、一定数以上の個人情報を取り扱う事業者を対象に、法的なルールを課したのが、2003年5月23日に成立し、2005年4月1日に全面的に施行された「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」である。

個人情報保護法の成立によって、本人の了解のない個人情報の流用や売買、譲渡は法的に規制できるようになった。国の定める一定数以上の従業員を持つ企業や、大量のカルテを有する医療機関など、個人情報をデータベース化する企業や団体、私立学校は、個人情報を第三者に提供する際に、利用目的を本人に通知し了解を得なくてはならず、不正流用防止のための管理を行う義務も負っている。もしこれを守らない場合には、本人の届出や訴えなどにより、事業者には刑罰が科される。また県や市町村立学校においては、各自治体で定める個人情報保護条例が適用される。

なお、この法律により、DM（ダイレクトメール）、電子メール、電話を使って商売することなどを目的として、個人情報を売買することや、それに近い行為を行うことが

違法になった。つまり、これまで数多く存在した、いわゆる「名簿業者」の行為は違法となった。しかし、この法律ができて、いったん外部に流出した個人情報のすべてを回収することは、ほぼ不可能であり、被害に対しての賠償を請求するのも実際には困難である。そのため、個人情報は、そのような法律のみに頼って守るのではなく、自らが積極的に守るという心構えが必要で、日頃から「個人情報は自分自身で守る」と心がけて行動する必要がある。

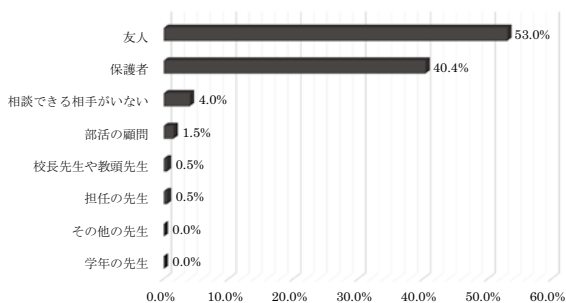
### V. 高校生の利用実態

福岡県内のA高等学校協力のもと、1年生200名を対象に、生徒指導及び進路指導に関するアンケートを実施した。その中でいくつかの項目に関して分析を行う。

#### 1. 「生活面での問題が発生した場合、まず誰に相談したいですか？」

「友人」が半数を超え、「保護者」と合わせて9割を超える結果となった。「相談できる相手がいない」が4%存在する実態は注視すべき点であると考え。相談できる対象へと何らかの方法で導いていけるよう対策を検討する必要がある。

この結果でもはっきりと表れているが、教員への相談率が非常に低くなっている。相談できない理由は何か、その原因を今後の調査研究で明らかにしたい。

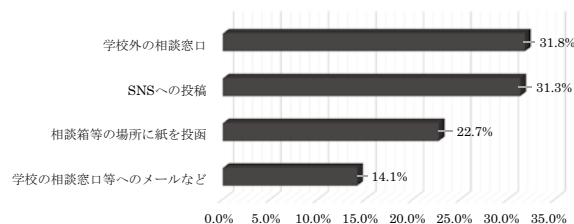


#### 2. 「直接相談しづらい問題が発生した場合、どのように発信したいですか？」

「学校外の相談窓口」と「SNSへの投稿」で6割を超えている。いかに学校への相談が少数派であるかを表す結果となっている。この点に関しても、今後の調査研究で明らかにしたい。

また3割の比率となっている「SNSへの投稿」であるが、SNSの存在が生徒にとって、いかに重要かを表す結果となっている。このSOSをネットパトロールの実施で発見する重要性を改めて認識した。しかしそれだけでは見落としの可能性や、鍵付きアカウントの場合は検索不能であ

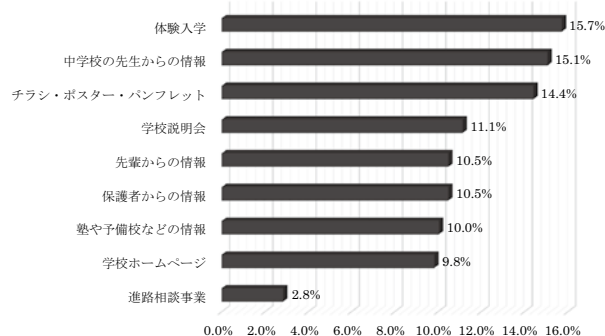
る為、警察や関係機関との連携を積極的に実施し、情報収集を推進する必要がある。



#### 3. 「高校を選ぶ際、情報をどのような方法で得ましたか？（複数回答可）」

「体験入学」をはじめとする高等学校からの情報提供をある程度使用していると判断できる。ここで「学校のホームページ」との回答が1割程度と、スマートフォンの利用率からすると少数である。ホームページの更新頻度や掲載内容に問題があることも考えられる為、追加調査を実施したい。

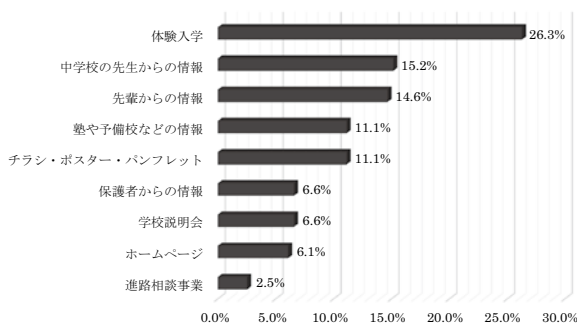
また、生徒指導上では悩み相談の対象とは残念ながら言えなかった教員が、進路指導においては2番目に多い結果となり、教員を信頼している状況の表れであると考え。この点に関しても、生徒指導と進路指導に対する生徒の意識の違い等、関連性に関して追加調査を実施したい。



#### 4. 「高校を選ぶ際、一番重視した情報源はどれですか？（単一選択）」

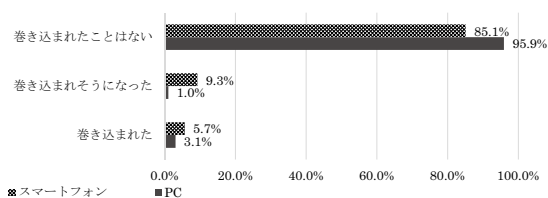
「体験入学」が4分の1の比率となった。実際に体験する大切さを表す結果であると言える為、高等学校における進路指導においても、大学等のオープンキャンパスや、インターンシップへの積極的参加を促す対応が必要であると考え。

また、この問いにおいても「ホームページ」の比率が低い為、掲載情報の見直しが必要であると考え。



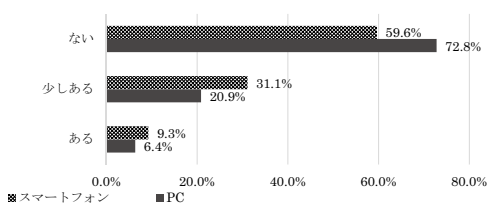
### 5. 「スマートフォンやパソコンを利用するにあたって、トラブルに巻き込まれたことがありますか？」

「巻き込まれたことはない」が8割以上と安堵する一方、未遂と実際に巻き込まれた比率が予想以上に多い実態となった。特にスマートフォンに対する情報モラル教育を、学校一丸となって実施する大切さを実感する結果であると言える。



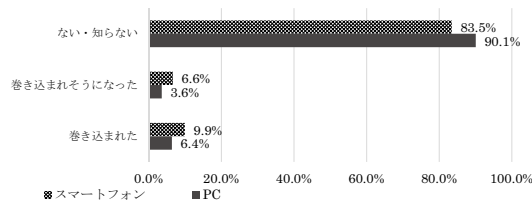
### 6. 「スマートフォンやパソコンを利用するにあたって、恐怖を感じたことがありますか？」

「少しある」と「ある」で半数に迫る値となる。恐怖に関しては、犯罪がより巧妙になる中、非常に危険な傾向であると考える。モラル教育を通して、リスクを最小限にする対応を講じる必要がある。



### 7. 「スマートフォンやパソコンを利用するにあたって、身近な人がトラブルに巻き込まれたことがありますか？」

スマートフォンにおける「巻き込まれた」が、1割の結果となった。非常に多い値であるとする。身近な人の事例は深刻な問題としてとらえることのできる題材となりうる為、本人のプライバシーを守りつつ、いかにモラル教育へと繋げていくかが重要な課題であるとする。



### VI. 変化が求められる生徒指導

現代の児童生徒の中には、Twitterへの書き込みでSOSを発信している場合もあり、ネットパトロールをはじめとした情報収集が非常に大切になっている。

高等学校におけるスマートフォンの基本的な生徒指導方針は、「スマートフォンは便利な道具であるが、便利な部分と危険な部分をしっかりと認識して使用することが重要である」としている。時と場合に適した使い方をすることも重要としており、自転車に乗りながらの使用により事故を起こした場合の賠償責任の話や、電車やバスなどの中での通話が迷惑やトラブルの原因となっている例も提示し、指導している。また、人を傷つける書き込みによる人権侵害に関する事項や、匿名の書き込みは存在しないこと、一度投稿したものは容易には消せない事実など、実例を用いた丁寧な指導が求められている。

人と人とのつながりのツールとして非常に便利であるが、メディア機器には限界があり、メールなどの文字情報伝達では誤解をされることもあり、ネットいじめ深刻化の原因となっている。

位置情報や背景などで撮影場所が特定されないように注意すると共に、写真の投稿に際しては細心の注意を払い、リベンジポルノやストーカー被害に発展しない為の指導も必要である。学校においては、生徒指導部によるネットパトロールを定期的実施している事実や、就職活動の際、企業が採用選考時にTwitterやFacebookの内容を確認している事実も進路指導において伝えている。さまざまなアプローチからの実践的な指導が求められている。

### VII. 連携の重要性

学校においては校内使用禁止などの校則があるが、学校を一步出ると学校側からは、なかなか指導ができない。そのため家庭や地域による指導の連携が必要である。

家庭において、できる限り家族で話し合ったうえで、使用時間などのルールを決めることをお願いしている。学校と家庭の協力体制をいかに構築できるかが非常に重要である。

地域の人々には、歩きスマホや自転車に乗りながらの利用などに対して、声掛けをしていただくように要望するなど、複数の目で生徒を見ていくことが非常に重要である。



## Ⅷ. 今後の展望

生徒のスマートフォンの利用に関して、さらなる利用率の増加と利用用途の多様化が予想される。新しいサービス内容に関して、生徒指導において対応できるよう、常に情報収集が必要である。そして高等学校の現場においては日々の変化に柔軟に対応できる教員が求められている。聞き取り調査の過程において、残念ながら「パソコンなど情報機器が苦手」との理由で、SNSなどに関して学ぼうとせず、生徒指導案件が発生しても率先して指導に当たることのできない教員がいる実態も耳にした。その場合、対応が後手となり最悪の事態を招くリスクが非常に高くなってしまっている。意識改革を実施しつつ、大学の教員養成課程を今後巣立っていく学生に関しては、このような事態とならないよう指導していく責務がある。

今後の動向を注視し対応する為に、アンケートや聞き取りを積極的かつ詳細に実施し、対応策などを継続研究していきたい。

### 【参考文献】

- (1) 高等学校学習指導要領 文部科学省 1999年3月
- (2) 生徒指導提要 文部科学省 2010年3月
- (3) いじめ対策に係る事例集 文部科学省 2018年9月
- (4) Facebook  
<https://ja-jp.facebook.com/>  
<https://about.fb.com/ja/company-info/>
- (5) Twitter  
<https://about.twitter.com/>
- (6) LINE  
<https://linecorp.com/>
- (7) Instagram  
<https://www.instagram.com/>
- (8) YouTube  
<https://www.youtube.com/>
- (9) 令和元年度 青少年のインターネット利用環境実態調査 内閣府 2020年4月